

# 大阪府認定リサイクル製品



この「認定マーク」が目印です。  
大阪を象徴するデザインから生える葉で  
リサイクルによる環境保護をイメージしています。

大阪府では、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき平成16年4月に「大阪府リサイクル製品認定制度」を創設し、このたび同年9月30日に第1回の認定(106製品)を行いました。

このパンフレットは、平成16年第1回認定製品を掲載するもので、府民・企業・自治体のみなさまに、大阪府認定リサイクル製品を広くお知らせするとともに、環境にやさしく地域の資源循環に寄与するグリーンプロダクツとして、積極的に購入をご検討いただくためのものです。

※認定の効力は認定の日から3年です。  
※製品の詳細、ご購入に関しては、各製品の問い合わせ先電話番号にお問い合わせください。  
※認定制度に関するお問い合わせはパンフレット裏面の大阪府循環型社会推進室まで。